

今回の内容：会議情報

会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第22回消費者安全調査委員会（平成26年7月18日）

- 機械式立体駐車場事故
調査結果の取りまとめを審議しました。

機械式立体駐車場では、多くの重大事故が起きていることから、委員会では昨年7月から調査を行ってきました。

機械式立体駐車場は、中に運転者以外が立ち入らないこととされていますが、実際の現場でどのような使われ方がされているかをみると、例えば、じっとしていることができない子ども連れで利用する場合など、必ずしも作る側の想定どおりには進まないことが分かりました。

報告書では、こうした利用環境や人の特性が十分考慮されておらず、リスクを下げるための安全策が不十分であることを指摘しています。

また、事故が減らなかったこと背景的要因の1つとして、製造者等において、事故の原因が、施設そのものにあるのではなく、利用者の不注意や誤使用にあるとされてきたことがあると考えられます。

調査結果や意見、意見を踏まえた関係機関の対応については、消費者安全調査委員会のホームページでご覧いただけます。<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>

- エレベーター事故
昨年8月から調査を実施しているエレベーター事故について、調査の経過報告を審議し、決定しました。経過報告書は、消費者安全調査委員会のホームページでご覧いただけます。<http://www.caa.go.jp/csic/action/index5.html>
経過報告書の内容に沿って、引き続き、原因の究明、再発防止策等の検討を進めます。
- 家庭用ヒートポンプ給湯機の事案
担当の専門委員や事務局から調査報告書等の検討状況について説明を受けました。本日の議論を踏まえ、作業を進めることとなりました。
- 一般の方からいただいた「申出」事案
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち4件については調査を行わないことになりました。残りの案件（35件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。

部会の動き

- 工学等事故調査部会（7月上旬に開催）
機械式立体駐車場事故について報告書案の取りまとめの議論、エレベーター事故について調査の経過報告を審議し了承されました。
このほか、家庭用ヒートポンプ給湯機の事案については、担当専門委員から調査の経過について報告があり、委員から多くの意見が出されました。これらの意見を踏まえて引き続き作業を進めることとなりました。

イベントなどで配るお菓자에気をつけて！ ～食物アレルギー表示に注意！～

イベントで配布したお菓子を食べたことにより、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックを起こしたという事故が発生しています。

町内会でのお祭りや、スポーツクラブ、お楽しみ会など、子どもたちの笑顔があふれるイベントを楽しく過ごせるよう、子どもたちに配るためのお菓子を購入する際には次のことに注意しましょう。

●アレルギー表示義務があるのは7品目！表示が推奨されているのは20品目！

何がアレルゲンとなるかは人それぞれですが、食品衛生法では反応する人の多いものと、重篤な症状になりやすいものを中心に、次の27品目が指定されています。

表示義務: 卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに(7品目)

表示推奨: いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉(20品目)

※平成23-24年全国実態調査における発症数の多い順に記載しています。

●個包装が沢山入っている場合は外箱に注目！

イベント等でお菓子を配るとき、お菓子のバリエーションを増やすために小さい個包装の商品を沢山買い込むことがあります。この際に注意しなければならないことがあります。

外箱や外袋に小さい個包装を沢山詰めて売られているお菓子の場合は、外箱等にアレルギー表示がされています。

一方、小さい個包装単位で売られている場合、現在のところ、アレルギー表示義務のある7品目であっても、包装の表示可能面積が30cm²以下の場合には表示を省略することが可能となっています。

ただし、小さい個包装単位で売られているお菓子であっても、そのお菓子が詰められた外箱等に表示がされている場合がありますので、外箱等も確認しましょう。

なお、あらかじめ包装されていないお菓子については、アレルギー表示が義務づけられていませんが、食物アレルギーによる健康被害の重大性を考えると情報提供することが望まれ、アレルゲンの情報提供に取り組んでいるお店もありますので、使用している原材料などについてお店の人に聞くようにしましょう。



店頭で上図のように売られている場合、外箱にアレルギー表示義務はありません。

一方、下図のように、いわゆる大人買いなど、箱ごと消費者に売られる想定もある場合は箱にも表示が必要となります。

このため、上図のように売られている場合も外箱を確認しましょう。



原材料名: 砂糖、ピーナッツ、小麦粉、ココアパウダー、カカオマス...

(注) この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。